# Report

# 第 22 回 製剤機械技術シンポジウム 開催報告

22nd JSPME Symposium

竹俣 昌利 (シンポジウム実行委員長)

Masatoshi TAKEMATA (Symposium Executive Committee Chairman)

日揮株式会社

JGC Japan Corporation

1 はじめに	報告する。
2021年11月26日、「改正GMP省令への取り組み	2 特別講演 1
と将来展望 - 構造設備を中心として - 」をメインテー	
マとして、第22回製剤機械技術シンポジウムを開催	「改正薬機法が求める製造管理及び品質管理について」
した。2021年3月1日の春日、東京理科大の神楽坂	厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
キャンパス内にある櫻井 教授の研究室を訪問して以	山本 剛 先生
来、6名の実行委員の先生方のご協力のもと、ほぼ9	≪座長 蛭田 修 (熊本保健科学大学)≫
か月に渡る準備期間を経たことになる。今回は、前回	山本 先生からは、令和元年に公布された医薬品医
に引き続き、COVID-19の影響でオンライン開催と	療機器等法改正法や、後発医薬品の不適切な製造に対
なったものの、日本製薬団体連合会からの後援もあ	する行政処分事例と対応する再発防止策など、近時の
り、日本全国から総勢 310 名の参加をいただけた。	医薬品等の製造管理及び品質管理に関する規制の状況
GMP については、一層の国際整合を図る観点等か	を説明された。
ら、GMP省令が改正(2021年4月28日公布、同年	最初に、医薬品医療機器等法改正法に関しては、国
8月1日施行)されたところである。また、構造設備	際整合性の観点から見直された GMP/GCTP 調査制度
については、改正 GMP 省令に対する取り組みと課題	の概要やその留意事項を説明された。また、同様に国
の他、さらには恒常的な信頼性確保のあり方にも注目	際整合性等の観点から改正された GMP 省令について
が高まりつつあった。	は、その趣旨と改正のポイントとして新たな追加項目
本シンポジウムでは、米持 会長の辞から始まり、	の説明があった。「GMP事例集」は現在更新作業中
まず特別講演として厚生労働省から「改正薬機法が求	とのことであった。
める製造管理及び品質管理について」、また東京理科	また、今般の医薬品医療機器等法違反事案の発生に
大学教授の櫻井 信豪 先生からは「改正 GMP 省令と	伴う、法令遵守体制整備について説明された。各企業
今後の課題」を講演いただいた。一般講演の部では、	の主な検討項目としては、
構造設備に係る GMP のテーマとして様々な側面から	① 企業風土の醸成
5テーマを講演していただいた。最後に、講演者及び	② 法令遵守のための改善サイクルの機能化 (規範の
参加者によるパネルディスカッションで締めくくった。	策定 ⇒ 教育訓練・人事評価 ⇒ 業務記録の作成
各講演とパネルディスカッションの概要を以下に	⇒ モニタリング ⇒ 改善措置)

③ 重点留意事項に関する特段の配慮

を示された。

次に、後発薬企業の行政処分事例の概要説明とともに、後発医薬品の品質確保に関する再発防止策として強化ポイントを説明された。その一環としてGQP省令の改正・運用見直しを検討中とのこと。また、令和3年7月に行った一斉無通告立入検査の結果等を踏まえて、立入検査の調査方法の高度化を進めると述べられた。

最後に、医薬品の適切な製造管理及び品質管理に求められるものとして、長期的には GMP の枠を超えた対応が必要であり、

- ① 各企業内のガバナンスの強化
- ② 製造販売業者と製造業者間の適切な情報共有
- ③ 情報の公開・透明化の推進の取り組みを重層的に重ねていくことが重要であることを強調されて、本講演を締めくくられた。

#### **3** 特別講演 2

#### 「改正 GMP 省令と今後の課題」

## 東京理科大学 櫻井 信豪 先生

#### ≪座長 蛭田修(熊本保健科学大学)≫

櫻井 先生からは、2021年8月1日に施行となった 改正 GMP 省令のうち、特に重要な医薬品品質システム (PQS: Pharmaceutical Quality System)を構築す るうえでの留意点や今後の課題を示された。

最初に、この改正 GMP 省令は、2016 年~2017 年に厚生労働科学研究「GMP、QMS 及び GCTP のガイドラインの国際整合化に関する研究」で策定した GMP 省令改正案がベースになっており、ICH や PIC/S GMP ガイドラインとの整合が取られたほか、過去の不正製造問題等を勘案し、承認事項の遵守も盛り込まれていることの解説があった。

次に、これからの重要課題を4つ示された。まず承認書と製造実態との整合性確保を確実に行うこと。製造実態とSOPがかけ離れているケースがあるとの指摘あり。2つ目の重要課題として、安定性モニタリングを適切に行うこと。開発部署と生産部署の連携が悪いと、承認書との不整合や、時間と共に設定した品質

規格との乖離が起こりうるとの指摘があり、これら部 署間連携の重要性を強調された。3つ目の重要課題と して、製造業者等が実効性のある PQS を構築するこ とを指摘された。2021年1月のGE協会アンケート調 査結果では、企業理念は役員が思っているほど浸透し ていないことや、現場は人的資源の不足が強調されて いた。4つ目の重要課題として、信頼性確保の土台と なる品質文化(自由にコミュニケーションをとること が出来る透明性が高いオープンな職場環境)の醸成が 重要であるとして、品質マネジメントレビュー (PQS の照査)の例を示された。例えば、上級経営陣へのヒ アリングを行い、上級経営陣が自分でやるべきことを 下に任せていないか、マネジメントレビューの次なる 一手などを確認する。また現場に対しては、品質方針 や品質目標、リスク要因・品質問題の周知をヒアリン グすることで、経営陣/従業員との情報の伝達システ ムの実効性や、資源管理や現場がパフォーマンスを発 揮できる状態かを確認できる。

さらに、その他の改正 GMP 省令における課題を示 された。まず、製造管理者に責任が重くなったこと で、製造管理者の育成が大きな課題になることを述べ られた。次に製造販売業者との連携強化と製造販売業 者への報告に留意することを挙げられた。教育訓練に 関しては、形骸化の課題があるとして、業務のパ フォーマンスを評価することにより教育訓練の実効性 を評価できることを示された。なお、教育訓練ツール e-GMP (監修:東京理科大学 櫻井 研究室、配信:㈱) じほう 2021 年 10 月 1 日より配信開始) の紹介があっ た。また、品質リスクマネジメントに活用していく知 識管理を課題として挙げられた。知識管理において、 暗黙知から形式知を増やしていくこと、暗黙知の存在 を理解すること、3現主義を意識してPQSを廻すこ と、薬事との連携をしっかり取ること、階層を超えた 知識コミュニケーションなどの留意点が示された。

最後に、厚労科研(櫻井班)の2つの課題、

- ① 実効的な PQS の達成に関する研究
- ② PIC/S ガイドラインの改訂対応

を紹介されて講演を終了した。

チャットで質問が届いていたので、櫻井 先生にはパネルディスカッション時に回答いただいた。質疑応

答を	以下	に紹介	す	る	c
----	----	-----	---	---	---

#### 4 講演1

(櫻井 先生への質問 1) 製造工程の区分ごとの適合性 調査は国際整合性の観点から望ましいことかと思われ ますが、承認書との整合性は区分ごとの調査でも実施 されるのでしょうか。それとも品目毎の調査として無 通告通知で確認されるのでしょか。

(回答 1) 実際の回答は GMP 規制当局に聞いていただきたい。個人的な見解になるが、区分であってもそれぞれの品目というのはそれぞれの製造所で製造されており、区分の中の代表品目を確認するといったようことはありえると思う。通常の GMP 査察では品質システムを見るので、この中でどこまで時間をとれるのかという観点で、別の審査が良いかもしれない。実地調査のなかではサンプリングのチェックが良いかもしれない。

(**櫻井 先生への質問 2**) 管理者向けの GMP 講習はあるが、取締役向けの講習セミナーが少なくて困っています。良いものがあれば教えて欲しい。

(回答 2)「自分の会社の経営層に教育をするのはおこ がましい」、「部下が言っても聞いてくれない」とかを 良く聞く。経営層向けのマテリアルを作らないといけ ないと強く感じていた。この度、不正事案が出た際に 経営層の方に GMP や薬機法の中身を知ってもらおう と、「経営層のための GMP 手帖」を作った。12 月上 旬にはじほう社から発刊される運びだ。経営者の方は 忙しいので、なるべくコンパクトに、読み易いカタチ にした。内容については、不正事案を仮に作って、そ のなかの GMP や薬機法で使われている言葉を解説 し、経営層としての判断がしっかり患者さん目線に なっているかを、自問自答できるように構成した。こ の本は、昨今の GMP 違反を憂いているメンバーが 揃って作り上げたもので、急ピッチで書き上げた。是 非参照していただき、経営者が自ら読んでいただくと か、部下の方が経営層の方への PR のために使ってい ただければありがたい。

#### 「バリデーション指針について」

東京理科大学 寳田 哲仁 先生 《座長 長江 晴男 (医薬品・食品品質保証センター)》

寳田 先生からは、GMP省令の改正と共に改正されたバリデーション指針の改正のアウトラインを紹介いただいた。

最初に、バリデーションの経緯を説明された後、今回のバリデーション指針改正のポイントを示された。

まず、改正 GMP 省令の第 13 条の主な文言上の改正点として、QA に報告することを示された。次に、バリデーションで検証する事項に試験検査の方法が追加された点が大きな追加点であることを示された。試験検査バリデーションは ICH Q2 に準じて CMC に記載して申請する事項であるが、今回の追加の趣旨は、その試験検査方法の移転が十分に行われたか、試験室間の差に主眼が置かれるが、その際に実質 ICH Q2 に準じて移転されることになるとの説明があった。なお、試験検査の検証に関して、ICH Q2A からの考察や GMP 上の考慮点がどのように明文化されるかは、今後 GMP 事例集(注)の解釈によるとのことであった。

次に、バリデーションの計画書と報告書に記載され る内容が具体的に示されていることを示された。バリ デーションマスタープランについては、今回の規制で より ANNEX 15 との関係が明確になっているとのこ と。大掛かりな「バリデーションを総括するプロジェ クト」について、関連する複数のバリデーションを体 系的かつ円滑に行うことを目的として、それら全体を 総括するプロジェクトをあらかじめ文書とすることが 考慮されることは、PIC/S ANNEX 15 の 1.6 と一致す る概念であることを示された。また、PV (Process Validation) 3 ロットと同等以上の手法とは、GMP 事例集(注) にあるとおり、前回の改正から引き継がれており、 Q8 に順じて「より進んだ QbD 手法」に基づいて製 剤開発した品目に対しては、現時点で、継続的工程確 認の手法を取り入れて製造工程を検証した事例に限 定されるので注意が必要とのこと。

そして、洗浄バリデーションについては、薬理学 的・毒性学的評価等の評価を要することを示された。 この試験方法は当該成分残存等を適切に検出し又は定量化できる十分な感度及び特異性を検証しておく必要があるとのこと。なお関連事項として、製造設備を共用する場合の交叉汚染防止は、PIC/S PI 046 が参考になることが交付通知に書かれていることを示された。再バリデーションに関しては、改正前と同じ安定性モニタリングの評価や製品品質の照査等の結果を踏まえており、ANNEX 15の概念と揃えていること、但し無菌性保証のものはこれらの結果によらず定期的に行うことを示された。変更時のバリデーションについては、具体的にかかれているが、あくまでも一例を示したものであることを説明された。

最後に、技術移転における昨今の不正製造問題を踏 まえて、PVの役割を改めて強調された。ICH Q8/ Q11 等の開発アプローチによる開発ステップを経て 管理戦略を確定後、承認書上は PAR (Proven Acceptable Range) が示され、技術移転では NOR (Normal Operation Range) に落とし込まれる。この最終段階 で PV が出てくる。 PV は製剤設計の妥当性を評価す るために重要な役割である。仮に不適合があった場 合、十分検証する必要があるが、設計が不十分となれ ば、開発に返す判断も PV が重要な役割を持つ。従前 から、問題が生じた場合は製造業者が十分対応するこ とになっている。改めて経営陣は PV の役割を認識す る必要があると述べられ、本講演を締めくくられた。 チャットで質問が届いていたので、寳田 先生には パネルディスカッション時に回答いただいた。質疑応 答を以下に紹介する。

(**寳田 先生への質問 1**) 試験検査の検証の箇所で ICH Q2A からの考察として、室間再現精度を評価する場合には室内再現性評価は不要とされていますが、どのような解釈なのでしょうか。また、バリデーションを総括するプロジェクトとありますが、VMP (Validation Master Plan) とどのような関係にありますか。

(回答) バリデーション指針に関する公的な解釈はまだ出ていないので、これまで議論してきた経験からの考察になる。Q12 が室間再現精度を見れば室内再現精度を見なくて良いと言っているのは、ラボ1とラボ2

の室間再現精度をみることによって室内再現精度のそれぞれの違いもカバーできると解釈できるからだと思う。細かいところは統計の専門家の方々が誤差の方程式を出されると思う。次に、業界で標準的に使われてきた VPP (Validation Project Plan) は VMP の内容をうまくまとめるためのプランで、丸ごと 1 棟建てるような複雑なシステムに適用できる。 VPP は VMPにぶら下がって立てていくものと解釈できる。

### 5 講演 2

#### 「改正 GMP 省令における洗浄バリデーション」

熊本保健科学大学 蛭田 修 先生

#### ≪座長 長江 晴男 (医薬品・食品品質保証センター)≫

蛭田 先生からは、本年8月に施行された改正 GMP 省令における交叉汚染防止と洗浄バリデーションにフォーカスされ、洗浄バリデーションが PIC/S GMP との整合性の観点からどのように変わってくるのか、またどこが変わらないかを具体的に考察された。

最初に、PMDA 査察指摘事例等からみた設備共用・洗浄バリデーションの課題を示され、改正 GMP 省令に新設された交叉汚染防止関連の条文と関連する GMP 課長通知(公布通知)の内容について解説された。今回の改正では、交叉汚染防止が製造業者等の責務として明文化され、交叉汚染防止を保証する手段としての洗浄バリデーションについてもより厳格な管理が求められることになったことを示された。なお、設備共用に関するデシジョンツリーを紹介していただいた。これは、日薬連品質委員会が作成した案であり、じほう社の改正 GMP 省令に関する増刊号にも掲載されているとのこと。また、最終的に現在作成中の GMP 事例集に掲載される予定とのこと。

次に、洗浄バリデーションに関する GMP 課長通知 (公布通知) と PIC/S GMP ANNEX 15 の要件を参照 され、改正 GMP 省令によって洗浄バリデーションに どのような変化があるのか、PIC/S GMP ANNEX 15 とのギャップの観点から注目すべき点は何かを考察 され、洗浄影響因子 (洗浄対象物質、洗浄対象設備、洗浄確認方法)を詳細に提示された。なお、現在の GMP 事例集では基本的にはスワブ法により、リンス

法を用いる場合はスワブ法との同等性を示すことと なっているが、PIC/S GMP ANNEX 15ではいずれ にしても設定根拠を示す必要があり、GMP 事例集(注) の書き方が若干変わる可能性があるとの言及があった。 最後に、洗浄方法策定の手順と具体的に洗浄バリデー ションにおいて留意すべき事項を挙げていただいた。 そのうち、製品残留の限度値、ワーストケース(製品)、 ダーティホールドタイム・クリーンホールドタイム、 サンプル採取箇所、目視検査および原薬の製造設備に 関して、改正 GMP 省令における取り扱いを考察され た。まず、製品残留の限度値については、今後 PDE (Permitted Daily Exposure) 又は ADI (Acceptable Daily Intake) 値による方法等が標準的な方法になり、 さらにものによっては ICH Q3 (R2) による方法や変 異原性があるものについては ICH M7 に基づく方法 等も想定される。また、従来慣用的に使われてきた方 法 (10 ppm ルールや 1/1000 以下ルール等) もすぐに 駄目とはならず併用されていくとの見解あり。次に、 ワーストケースおよびワーストケース製品について は、溶解性、洗浄のし易さ、毒性がより高い薬物、作 用がより高い薬物等が評価基準になると述べられた。 ダーティホールドタイム・クリーンホールドタイムに ついては、これらを設定するにあたって根拠とすべき 事項を具体的に列記された。サンプル取得箇所につい ては、デッドレグやボールバルブのデッドスペースに 留意する必要があることを指摘された。デッドレグは 洗浄困難かつスワブによるサンプリングも不可能なた めリスクが大きいこと、また洗浄バリデーションの際 には分解して残留物を評価することになるので、基本 的にはこのような箇所を作らないことを助言された。 さらに、ボールバルブについては、ボールバルブ中の 残留に関して PMDA の指摘もあり、デッドスペース

の無い改良型のボールバルブの使用や、従来型のボー

ルバルブを使用する場合は、洗浄の際に分解洗浄を行

うように SOP に盛り込むことを助言された。なお、

設備を手動で洗浄する場合は妥当性や再現性という 点で問題が出る可能性があるので、ある程度の頻度で

確認していく必要があることに留意する点も述べられ

た。目視検査の留意点に関しては、目視検査のみを許

容基準に用いることは許容されず、スワブ法などサン

プリング法との組み合わせが必要になるとのこと。原 薬の製造設備に関しては、原薬製造と製剤製造では、 洗浄の留意点が異なることを説明された。

最後に、製造業者と製造販売業者との連携の留意点 やその他の留意事項を示され、本講演を終了した。 チャットで質問が届いていたので、蛭田 先生には パネルディスカッション時に回答いただいた。質疑応 答の内容を以下に紹介する。

(蛭田 先生への質問 1) 洗浄バリデーションの許容限度の設定値について、日本でも PDE 値等を根拠とした洗浄バリデーションは広く実施されていますか。原薬製造所の同一プラントで原薬に加えて原薬の出発物質も製造している場合、GMP 省令が適用されない物品の製造に該当しますが、出発物質の原料から出発物質までの各工程の化合物の毒性データがないケースは多いと考えられます。この場合、出発物質製造において必ずしも毒性データに基づいた洗浄バリデーションを実施しなくても、例えば10 ppm 基準で洗浄バリデーションを実施していれば原薬製造と設備共用は可能と考えてよろしいか。

(回答) PDE 値の考え方は、2015 年 EUGMP に載せら れ、2017年には ISPE の Risk MMP や PDA のガイド ラインも出ており、一般的に知られている概念だと思っ ています。新薬については申請時に慢性毒性データも 採取されているので、PDE 値の設定は容易に可能なの ではないかと思います。一方、古くからある医薬品に ついては、そういったデータがない場合も多い。この 場合、過去からの安全性のデータ等を勘案してレトロ スペクティブに評価することもできるのではないかと思 われます。また科学的根拠とするのか、従来の10 ppm 基準とするのかは、きちんとリスク評価を行った上で、 方針を決めて対応することが必要と思います。リスク 評価の結果をもとに科学的に管理できれば設備を共用 してはならないとはならない。ただしバリデーション をどこまでやったらよいのか、出発物質が最終製品に どこまで残留しているのか、あとの精製工程でどこま で除去できるかとか、といった様々なプロセスの特性 等を勘案してバリデーションの範囲や、洗浄バリデー

ションの方法等を決めることが必要です。	る場合は CGMP 規則に則りレビューすること、指定
	されていない場合はプロセスの知識とリスクによる
<b>6</b> 講演 3	ことが示された。WHO のガイダンスについては、管
	理者によるガバナンスや品質文化の醸成の要件が含ま
「データインテグリティ・アップデートとその対応」	れるが、簡単にできるものではないことを述べられた。
株式会社シー・キャスト 荻原 健一 先生	また同ガイダンスには、Annex 1 にデータインテグリ
≪座長 長江 晴男 (医薬品・食品品質保証センター)≫	ティの要件を実際に実装するための例が記載されてい
荻原 先生からは、データインテグリティの主要ガ	るとの紹介があった。PIC/S のガイダンスについては、
イダンスのアップデートされた内容と共に、これらガ	紙記録とコンピュータ化システムのデータインテグリ
イダンスが求めるポイントとその対応について解説さ	ティ要件が対比して記載されている点が特徴的である
れた。	ことを示された。紙記録と電子記録の取り扱いについ
最初に、データに関連する国内外の主な問題事例と、	てそれぞれの留意点を解説された。電子記録に関して
データインテグリティの各種ガイダンス発行の経緯	は、企業はデータインテグリティに関するマスタープ
の紹介があり、データインテグリティへの取り組みに	ラン(社内規定)を整えることの要件の紹介があった。
対する現況認識を述べられた。データインテグリティ	他に、業界団体からの関連ガイドとして、ISPE の
のガイダンスに関しては、MHRA が 2015 年にガイダ	RDI (Records and Data Integrity) Guide、PDA ${\cal O}$
ンスを発出、WHO や FDA、PIC/S が続いた。2021	Technical Report No. 80、日本製薬工業協会のデータ
年7月の PIC/S から発出されたガイダンスをもって主	インテグリティ関連成果物を紹介された。
要ガイダンスのファイナル版が出揃った。データイン	最後に、今回の GMP 省令の改正においてデータイ
テグリティは GMP 査察の今後の注目分野であるこ	ンテグリティの要件が新設された日本の動向について
と、国内の製薬企業においては一時の混沌とした状況	解説され、データインテグリティの取り組みとして、
から少しずつ冷静さを取り戻しつつあるが、その取組	まず何をすべきか、次の8つの事項を示し、講演を締
みの足取りは重いとも述べられた。	めくくられた。
次に、主要ガイダンスのアップデートを紹介され	① しっかりとガイドラインを読み、当局の期待を理
た。ガイドラインのアップデート詳細は、PHARM	解すること
TECH JAPAN 2020年7月号の特集で確認できると	② 社内体制化の確立
のこと。まず MHRA は、データインテグリティの問	③ 手順書の文書化
題は GMP に限定されないとして、タイトルを GXP	④ 社内啓蒙、教育の徹底 (特に経営層への教育が重
にしたことの説明があった。特筆すべき箇所として	要)
は、生データが動的状態で収集され、かつ電子的に生	⑤ システム台帳の作成と調査の優先順位付け (監査
成された場合、紙のコピーは「生データ」ではないこ	証跡のないシステム、アクセス管理されていな
と、電子システムが動的に格納できる場合、この動的	いシステム、共有パスワードで運用しているシ
データの代わりに静的(印刷/手書き)データを保持	ステムに留意)
することは適切でないこと、監査証跡に関する厳しい	⑥ タッチパネル、記録計、現場計器、変換機等で、
要件やクラウドに言及していることなどが示された。	誰でもデータ操作できるシステムの抽出と対策
FDA ガイダンスの特筆すべき点は、経営陣の関与と	⑦ CSV や ERES への適切な取り組み (システム記
品質文化の醸成がデータインテグリティの確保には必	述書の作成に留意)
要不可欠であること、監査証跡のレビュー頻度はドラ	⑧ 効率的な対応とスピードアップ
フトにあった「記録の最終承認前にレビューされるこ	チャットで質問が届いていたので、荻原 先生には
と」の記載が削除され、CGMP 規則で指定されてい	パネルディスカッション時に回答いただいた。質疑応

答の内容を以下に紹介する。	考え方について説明された。
	最初に、2021年8月1日施行の改正 GMP 省令で
(荻原 先生への質問 1) 監査証跡のレビューをやらな	は「交叉汚染の防止」が条文に記載され、逐条解説で
ければいけないようですが、このレビューのためには	は品質リスクマネジメントの活用も要件として記載さ
特別な技能や知識が必要ですか。一般的な製薬メー	れたことを述べられ、今後の GMP 管理を考えるうえ
カーの人材でも対応できますか。またレビューをする	では、リスクに基づく交叉汚染対策の立案が重要なオ
にはかなりの時間を要する業務ですか。また、すべて	イントとなること、その品質へのリスク評価は、科学
の記録に対してデータインテグリティ対応を行うこと	的知見、工程の経験に基づくものであり、最終的には
は大変な労力と時間がかかりますが、どこまで必要か	患者保護に帰結することを示された。また、知識管理
教えてください。	とリスクアセスメントの関係は鶏と卵であり、製品と
	工程の理解が進むとリスクアセスメントが進み、リン
(回答) 今回のデータインテグリティに関する要件の	クアセスメントが進むと知識が増えることになり、し
中で、「監査証跡のレビュー」は重要な取り組みです。	スクアセスメントをベースにした継続的改善の有用性
しかし、その取組みには製薬各社とも悩まれているよ	を強調された。
うです。MHRA では操作をした同じエリアでレビュー	次に、交叉汚染対策のリスクアセスメントをデザイ
しなさいという要件があります。個人的な見解では、	ンするにあたって、交叉汚染は原料・資材の受入から
エリアを場所ととらえるより「同じ組織のなかでレ	製品の出荷・輸送まで、どこでも起こる可能性がある
ビューしなさい」の方が理解しやすい。例えば、液ク	こと、設備のロケーションや工程の重要度、対象物に
ロのシステムがあって、端末が IT の部屋にあったと	より、適したリスクアセスメント手法をとることの必
します。IT の人はクロマトの変更や削除等の操作の妥	要性を説明された。リスクアセスメント手法について
当性を評価できません。QC の第3者が監査証跡をレ	は、FMEA と HACCP が推奨されているが、これら
ビューすることによって、この「操作はこれでおかし	ツールではリスクの特定ができないことを、当学会
いことはないだろうか」「この操作って別に異常じゃ	GMP 委員会 QRM 分科会の成果物を引用し指摘され
ないよねえ」などと評価することができます。このよ	た。そして、正式なリスクアセスメントツールを用い
うに同じ知識のある第3者がレビューをすることで構	る場合は、プロセスマッピングや魚骨図などの基礎
わないのではないでしょうか。つまり特別な知識や経	ツールと FMEA 等とを組み合わせること、また正式
験は必要なく、身近な第3者や上長、チームリーダー	なツールにこだわる必要はなく使いやすい簡易的な
がレビューすれば良いと考えます。基本的にはリスク	ツールを利用することでも良いことを述べられた。
ベースによりますので、データのクリティカリティ	次に、交叉汚染対策におけるリスクアセスメント勇
(記録やデータの重要度) とデータのリスクの2つの	例の紹介があった。まず、要求事項に対するアセスシ
ファクターから総合評価してください。	ントでは、チェックリストを用いて交叉汚染ハザート
	を特定された。PIC/S GMP のエイドメモから査察師
7 講演 4	の質問内容を列記し、この内容を「ハザードの特定
	とした。この質問への回答を「ハザードの分析・評価
「品質リスクベースの交叉汚染対策」	とし、受容判断やその理由、懸案事項等を「リスクコ
株式会社ツムラ 野田 桂一 先生	ントロール」として整理した。次に、洗浄に対するフ
≪座長 新井 孝 (武州製薬株式会社)≫	セスメント事例を示された。洗浄バリデーション要羽
野田 先生からは、非無菌製剤の施設設備について、	事項を満たしてないことがリスクであるとして、これ
リスクベースの交叉汚染防止対策手法の事例を紹介し	もチェックリストの形式とされた。本要求事項に対し
	て適合 (2 点) /一部適 (1 点) /不適 (0 点) を評価さ

れ、改善提案を出された。アセスメント結果については、グラフやレーダーチャートにより可視化された。 次に、構造に対するアセスメント事例を示された。構造設備に関しては、どの場所に、どの作業の中に、どのような危険源(ハザード)があるかを交叉汚染ハザードリストで整理された。この交叉汚染ハザードリストで整理された。この交叉汚染ハザードを整理可能であり、定性的な評価が可能であるとのこと。次に、逸脱に関するリスクアセスメント事例の紹介があった。プロセスマップの作成により、プロセスフローを体系的に理解し、受容レベルを超えている作業を特定し対策を行ったことを説明された。

最後に、交叉汚染はどこにでも起こる可能性があ り、患者のためにリスク管理していくことの重要性を 強調された。また経験から、リスクアセスメントは時 間をかけてやるものではなく、シンプルに知識管理と して残すものであることを強調された。また、リスク アセスメントのツールは工夫をすればわかりやすくな るとのこと。リスクアセスメントの困難な原因の一つ に危険源のリストアップがあるが、このリストアップ の多くは日々の作業の中での気付きから出て来ると のこと。そのためには作業の中で見る目を養うこと、 それには定常状態/理想の状態を知ることと、それに は改めて5S作業が重要であることも指摘された。な お、「知る」ためには経験や知識を得ることだが、「経 験や知識を得る」ためには時間を作ること、「時間を 作る」ためには経営層やマネジメントの関与と適切に 生産計画を行うことを挙げられた。さらに、日頃の作 業の中で、においや音、振動などの状態を知ってお くことや、品質文化からのひも付きで品質システムを 向上させるべく、全社的に品質文化の意識を高めてお くことも重要であるとし、本講演を締めくくられた。

#### 8 講演 5

「製剤開発を通じた工程パラメータの設定と商用製造 プロセスでの管理」

第一三共株式会社 宮島 誠 先生 ≪座長 新井 孝 (武州製薬株式会社)≫ 宮島 先生からは、第一三共株式会社での製剤開発 段階から申請に向けた QbD 戦略構築、生産工場への 技術移転を通じた工程理解の深め方、重要工程パラ メータの特定及びその管理戦略についてご紹介いた だいた。また、工程パラメータの構造設備の要求仕様 書への反映や、ライフサイクルを通じた変更管理につ いても触れていただいた。

第一三共株式会社では、FDA のプロセスバリデー ションのガイドに従って、製剤開発から商用生産への 技術移転、そしてライフサイクルを通じた継続的改善 を行っているとのこと。最初に製剤開発段階の説明が あった。この段階では QbD (Quality by Design) を指 向した製剤研究を行っているとのこと。製剤研究のス テップ1において、QC7つ道具やリスク分析ツール (PHA、FMEA等)を利用して、品質に影響を及ぼす 可能性のある因子の洗い出しを行う。ステップ2で は、重要因子の特定と因子間の関連や影響の検討を行 うが、重要因子の抽出には実験計画法(DOE:Design of Experiments) を利用する。DOE の利点として、時 間とコストの削減や設計構造の理解、他社との共通理 解の促進を挙げられた。ステップ3にてデザインス ペースを構築し、最後のステップ4で、設計したデザ インスペースや管理戦略の妥当性検証を行うとのこと。 なお、固形剤で中間体のあるものについては、従来 の QbD アプローチによる管理戦略により CQA (Critical Quality Attribute) & CPP (Critical Process Parameter) を直接結ぶところを、中間に CMA (Critical Material Attribute) を設定する CMA アプローチを採用し ているとのこと。つまりこの管理戦略では、CMA を デザインスペース構築のための入力変数として捉え たものである。CMA とは CQA を保証するためのク リティカルな物質特性(原薬粒子径、錠剤硬度等)で ある。この管理戦略により、できる限り製造パラメー タを排除した形で CQA を確実に保証できることを、 固形剤のデザインスペース例を示しながら説明され た。注射剤については従来の QbD アプローチを採用 しており、注射剤処方開発事例を示された。

次に、商用の技術移転段階の進め方について紹介さ

れた。技術移転は商用製造場所を決定後に正式にス

タートするとのこと。技術移転段階でも製剤開発は続

いており、実生産機による製造プロセス開発研究にお いて製品知識と工程知識を増やしていきつつ、並行し て生産サイドにてクオリフィケーションを行うとのこ と。この段階では一旦 URS(User Requirements Specification)が出来てから、デザインスペースの検証や 管理戦略の確立ができるので、URS が最終的に決まっ てくるのは PPS (Process Performance Study ; 実生産 スケールでの生産)の前になるとの説明があった。PPS で問題が出れば PPQ (Process Performance Qualification) に向けて URS を変更するとのこと。また、開 発サイドで設定した CPP と生産サイトの適格性評価 項目は必ずしも一致するものではなく、生産サイドで は生産サイドのポリシーの元、システム・インパクト・ アセスメントを行い、品質リスクを特定し URS を作 成しているとの説明があった。なお、この URS につ いては、バリデーションのライフサイクルを通じて常 に参照されなければならないことが強調された。

最後に、商用生産段階の管理戦略の進め方について 紹介された。この段階ではデザインされた設備機器が 継続的に稼働し、規定した品質の製品が定常的に得ら れることを確認するが、問題があれば改善に向けて検 討することになり、必要に応じて生産サイドと研究サ イドが連携することを説明された。プロセスパラメー タは機械が違えば一致しないことから、この段階での サイトの追加や変更、継続的改善に CMA アプローチ が優位であることが強調された。CMA の物差しで、 異なるサイトや、CPPとCMAの関係を検証したうえ で、日常的に CMA を測定/評価せずに、進化系の CPP で管理することが可能となるとのこと。このよう な Enhanced QbD で管理すると、ICH Q12「医薬品の ライフサイクル・マネジメント・ガイドライン」で示 された「データが豊富な環境で得られた知識を適用で きる場合」にあたり、つまり性能に基づく(Performance based) 手法では、単位操作のアウトプットの 管理を EC (Established Condition) とすることができ ることを示された。CMA アプローチのメリットは他 にも、トレンド変化を他のサイトでも活用できたり、申 請時やサイトの追加・変更/装置変更時に原薬使用量 を削減出来る点も強調され、本講演を締めくくられた。

#### 9 パネルディスカッション

#### 櫻井 信豪/寳田 哲仁/蛭田 修/荻原 健一/

野田 桂一/宮島 誠(敬称略)

### 《ファシリテーター 長江 晴男 (医薬品・食品品質 保証センター)≫

ご講演していただいた先生方を中心に、本シンポジウムに関連したテーマでパネルディスカッションを行った。その内容を以下に紹介する。

(ファシリテーター) 今回のシンポジウムのテーマは、「改正 GMP 省令への取り組みと将来展望 - 構造設備を中心として - 」です。皆さんのご講演に関連して、GMP の取り組みと将来展望に対して、参加者の方へご助言がありましたらお聞かせください。

(櫻井 先生) 製造所の方でデータインテグリティを含

めて品質文化の醸成の観点。経営陣が、PQSの仕組

みを理解するか/リソースを割いていくか/品質文

化を醸成/法令順守/従業員全体に浸透させる役割 を持っている。生命関連品を製造する企業について は、経営陣はまずは自分の責務をしっかり理解するこ とが大切、社内に対する教育訓練の時間配分など、リ ソースの配分をしっかり考えていただく、実際に不正 等が起こらないような手立てを組んでもらいたい。 (寶田 先生) 製剤設計の工程を経て製造部門に提供さ れた設計図は、本当に製造できるのかを試す機会がプ ロセスバリデーションの位置付けであるという基本 思想はプロセスバリデーションの概念が出てきた当 初からある。開発から申請、生産の中で下流部門にあ たる生産部門にはプレッシャーがある。生産部門は開 発部門から渡されたからと言って、何が何でも実現で きるということではない。プロセスバリデーションに て十分考察し、実生産で生産できないという結論は十 分あり得ると思う。その時は QA が入るが、開発部 門にお返しする。「これはできないよ。設計不備では ないですか」を言っていく必要がある。製剤設計が問 題の一つの原点になっていると思う。プロセスバリ デーションについては、淡々と3ロットを適合させれ ばよいというものではない、プロセスバリデーション

の位置づけ (概念) を認識するとともに、下流部門の 生産部門から上流部門にフィードバックすることが できることを認識していく必要があると思う。

(蛭田 先生) 今回の GMP 省令改正で一番重要なのは、 国際的な観点での PIC/S GMP との整合性確保だと考えている。改正のなかでも、やはり品質システムと品質リスクマネジメントの省令化がポイントなのかなと思う。品質システムについては、確実に経営層を巻き込むことが必要。経営陣は積極的に自ら参加する必要があることを理解してもらうよう働きかけが重要。洗浄バリデーションもそうだが、ただ漫然と仕事をするのでなく、どこにリスクがあるのか考えながら仕事をしていくことを意識しながら GMP を組み立てていくことが必要だと思う、施設や設備に関しては、知識が豊富な設備メーカーが製薬会社に積極的に知識移管、伝えていただき、力を合わせて GMP 遵守に向かって進んでいくことが必要。

(荻原 先生) データインテグリティの各要件を冷静に 見ると実はコンピュータバリデーションの取り組みの 中で既に以前から要求されていたことも多く含まれ ており、Part 11 や厚生労働省から出ている ERES 指 針をクリアすることが第一歩になります。ただデータ インテグリティのガイダンスでは一部突き抜けている 要件もあります。例えば監査証跡をちゃんとレビュー

しなさい、レビューした結果のエビデンスを残すことな

ど。今までやってきたことから何をやっていて何を やっていないのか整理してみて、新しい取り組みに展 開していくことで対応したらどうか。多くの部分はそ れでクリアできるはず。 櫻井 先生等が言われていた 品質文化を醸成する話は、CSV などには登場してい なかった。この点は力づくでは出来ないので、時間を かけながら、少しずつやっていくしかないと思う。

(野田 先生) 品質リスクアセスメントは普段の生活の中で、何かを判断する際に何かと比較したり、これをやったらいけないという風に判断しながらやっている。FMEA などのツールを使わなくても、文章だけのテキストでも良い。工夫はいくらでもできる。変更管理、逸脱管理、CAPA 等を廻す。品質リスクアセスメントの手法ややっていることの方法や構造などを理解すること。リスクアセスメントが知識管理の元に

なる。技術移転も含めて、品質システムがリスクを ベースに組みあがる。エンジニアリング関係について は、エンジニアリング会社と一緒になって、製品に対 してどうアプローチするかを共有、情報提供し、 Win・Win の関係を構築できれば良いと考えている。 (宮島 先生) 今日話した事例は、十分時間があってパ ターンに従ってやったものだ。それだけ時間をかけて やったものでも、技術移転段階ではいろいろなトラブ ルが起こりうるもの。設計側の人間にとっても、生産 側の人間にとっても、トラブルは起こり得るもの。そ れに対しては両者で協力して解決していくことが一番 大事であり、肝に銘じていただきたい。エンジニアリ ング会社や設備会社も難しい局面には、一緒に解決し て協力してもらえる方向で考えていただきたい。昨 今、新薬開発においては、新しいモダニティのものが ある、COVID-19のワクチンやLNPメッセンジャー RNA の申請のタイミングを見ると、昨年発生して欧米 ではでは1年や1年半で申請されている、申請のタイ ムラインが短く、それを考えたときに十分な製品開発 時間がとれていないことは理解されていると思う。製 法の過去知識が少ない。より早く出せるように工夫す るためには、設計側、生産側、エンジニアリング会社 の3者の協力がポイントとなる。

(ファシリテーター) 構造設備の設計や工事に関して、 医薬品企業は請負会社やサプライヤーに外注する部 分が多くあります。医薬品企業と請負会社やサプライ ヤーの係わりにおける課題と期待をお聞かせください。

(野田 先生) 気になるのは双方のパワーバランスが実際にやるなかでは発生する。リスクアセスメントをやるなかで Win・Win の関係を作って、製品情報や技術情報をお互いに出していく。そのなかで関係を作り上げていく必要がある。

(宮島 先生) 医薬品会社側の知識が低いと問題になることが多いと感じている。議論するなかで、医薬品会社側から言っていることが足りなかったり、何を作りたいのかしっかり伝えられていないこともある。概略しか伝えられないことも間々ある。その際にも丁寧に対応していただき、「こういう情報が欲しい」なども

しっかり言っていただけると助かる。どちらにしても 「良い医薬品を患者様に届ける」という目標を持って、 互いに協力し、しっかりとした、間違いのないものを 作れるようにしたい。

(蛭田 先生) 品質システムのベースとして知識管理があげられる。医薬品メーカーは製品群毎の製品やプロセスに関する知識が豊富。これを縦軸とした場合、装置や単位プロセスの知識は装置メーカー、エンジニアリングメーカーが得意、それが横串になる。こういった縦串と横串を合わせることによって、盤石な知識体系が出来上がるのではないか、お互いを補完できるような、情報交換といったものを今後進めていただけるよう、期待する。

(寶田 先生) 2002 年頃に、注射剤棟を作った際、QA の責任者をやった。エンジ会社が間に入った。彼らも 勉強しているし、我々も勉強しているので意思疎通が 出来ていた、問題だったのは、今思えば、経営陣の思惑と現実とのギャップがあり、経営陣をどう納得させるかに苦労した。

(荻原 先生) 私はサプライヤーにもいた。製薬会社は どのサプライヤーにお願いするかは非常に大事。往々 にして、これまでつきあってきた会社だから選ぶと か、あるいは、数社比較して一番コストが安いところ を選ぶとかが散見される。設備を設計からバリデー ションまでを行い、その後も10年20年おつきあいす る、その根拠をしっかり持ち、それだけの覚悟を持っ てしっかり選んで欲しい。1億2億の要求仕様書を数 枚で済ましてしまう会社もある。URS に書かれてな いとシステムが構築されないわけで、URS をきちっと 書くんだという意識が欲しい。パーフェクトなものは 出来ない。サプライヤーを選んだら、機能仕様書の打 合せの段階で URS をバージョンアップしていく。今 後は URS の中にデータインテグリティの要件も盛り 込んでもらいたい。一方、サプライヤー側について は、QCに納めるような分析メーカーは、規制適合な ども良く勉強され、要求をいち早くシステムに反映し ている。製造現場で稼働するような設備やコンピュー タ化システムについては、規制要件をクリアできるよ うに勉強し、きちっとして欲しいと思います。具体的 に言うと、これまでは監査証跡の機能があればよかっ

たが、今回、監査証跡をレビューする要件になった。 あるメーカーのものは監査証跡をレビューするのに、 4つのファイルを見ないとレビューできないデザイン になっている。見てもよく分からいものもある。だか らサプライヤーに期待するのは、やはり医薬品産業で 何を求めているのか、よく理解したうえで取り組んで 欲しい。

(櫻井 先生) 外部委託と言っても色々なケースが想定できる、委託元と委託先の共同作業で大切なのは「最終的に作られる医薬品の品質がしっかり確保されないといけない」というベクトル合わせです。そのためには、委託元の方の知識や情報をなるべく委託先に出してあげること。これはナレッジマネジメントの観点から言っても大切な要素です。委託先と委託元の取り決めの中も、知識/情報提供の部分も紙で形式知として出していただく。

#### 10 最後に

今回のシンポジウムでは、PQS の構築や QRM の活 用、試験検査バリデーションへの対応、洗浄バリデー ションへの対応、データインテグリティへの対応、リ スクベースの交叉汚染防止対策、ライフサイクルでの 製造プロセスの管理戦略の構築など、構造設備を中心 とした様々な側面で、多くの貴重な知識/情報提供や ヒントがあった。GMP は新たなステージに上り、企 業がいよいよ本格的に、自ら説明責任を果たす時代に 入ってきたのではないだろうか。また、GMP 基盤とし ての「品質文化の醸成」や、経営陣/従業員、開発部 門/製造部門、委託者/受託者、製造販売業者/製造 業者などの間の「円滑な連携」についても大いに考え させられた。元来「品質文化の醸成」や「円滑な連携」 は、日本の「ものづくり」文化の根幹だったはずだ。 今まさに、全ての GMP 活動は患者保護に帰結するこ とを念頭に、基本に立ち返ることの重要性も認識した 次第である。

最後に、実行委員とご講演の先生方には、少しでも 参加者のGMP活動の一助になれるように、様々な視 点でGMPの課題を深く掘り下げていただきました。 また、日本製薬団体連合会にはご後援を賜りました。

今回、オンライン開催ではありましたが、多くの参加	実行委員(50 音順)
者にご参加いただきました。パネルディスカッション	新井 孝 武州製薬(株)
を計画通りに進行出来るかなど、一抹の不安はあった	荻原 健一 (株)シー・キャスト
ものの、大きなトラブルもなく、また各講演のチャッ	櫻井 信豪 東京理科大学
トを通じた質疑応答も活発に行われるなど、無事終了	寶田 哲仁 東京理科大学
することができました。関係者の皆様に厚く御礼申し	長江 晴男 特定非営利活動法人
上げます。	医薬品・食品品質保証支援センター
	蛭田 修 熊本保健科学大学
(注) 令和4年4月28日付事務連絡にて、最新のGMP事例集	
が発布されました。	製剤機械技術学会 会長 米持 悦生
	第 22 回 製剤機械技術シンポジウム
	実行委員長 竹俣 昌利
	後援 日本製薬団体連合会

スケールアップの単位操作として、造粒と滑沢剤の混合がある。例えば、流動層造粒では操作要因分析 も行われている。また滑沢剤の混合時間でシミュレーション実験もあるし、逆にスケールダウンの実験も 有用である。近年、連続生産システムに注目が集まっている。技術者は新しいものに興味を持つのが当然 であり、世の中も新技術に期待をしている。ただ、回収問題の中身をみると、従来の技術の問題点が解決 されないままになっていることも事実である。一方、錠剤の製剤設計においては、過去から標準化研究が なされてきた。

- ① 1960 年 標準処方のルーツ (乳糖 デンプン処方)
- ② 1975 年 標準処方化研究(4分類、武田薬品)
- ③ 1985 年 標準処方研究会(製剤と粒子設計部会)
- ④ 1995 年 エキスパートシステム (Tab) (AI の利用)
- ⑤ 2005 年 ICH Q8-QbD-DS (多変量解析等)
- ⑥ 2015 年 直打研究会(直打ゾーン)

近年、錠剤の製剤設計の効率化のため、経験、知識によるトライアンドエラーでない合理的な手法を探索 してきた。①薬物の物性に基づく処方化 ②薬物配合率による処方化等が行われている。薬物は一つ一つ 顔が違うので薬物の物性評価、多機能添加剤の検討、製造法の優先順位(直打ファースト)も必要である。 最後に完璧な製剤設計をしたと思っても、粉体には魔物が住んでいることを忘れてはいけない。これらの 問題解決には、医薬品の GMP 教育とともに、製剤設計・製造技術(e-tableting)のコラボレーションが 重要であろう。



(353) Vol.31 No.3 (2022)